

## 電子提供措置事項記載書面についての主な検討事項

### 第1 本研究会の検討課題

電子提供制度における書面交付請求をした株主に交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に記載することを要しない事項については、会社法第325条の5第3項の規定による委任を受け、法務省令（会社法施行規則第95条の4）により定められているが、法律による委任の限界も踏まえつつ、法務省令（会社法施行規則第95条の4）を改正して電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項を拡大することの可否・是非等について、どのように考えるか。

### 第2 主な検討事項

#### 1 電子提供措置事項記載書面の現状の確認について

- 法務省令（会社法施行規則第95条の4）が定められた際の説明
  - ・ 「電子提供措置事項記載書面への記載を省略することができる事項の範囲については、施行規則及び計算規則におけるいわゆるウェブ開示によるみなし提供制度において、株主総会参考書類等への記載を要しないこととされている事項（施行規則第94条第1項、第133条第3項、計算規則第133条第4項、第134条第4項）の範囲を参考に規律を設けているが、電子提供制度の下であえて書面交付請求をする株主に対しては、書面により十分な情報提供がされる必要があると考えられることなどから、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項のうち、事業報告における会社役員の実任者に関する事項（施行規則第121条第3号）及び連結計算書類のうち連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載された事項については、電子提供措置事項記載書面に記載しなければならないこととしている（施行規則第95条の4第1項2号イ・第4号）」（立案担当者「会社法施行規則等の一部を改正する省令の概要—令和二年法務省令第五二号—」別冊商事法務461号52頁～53頁）
- 書面に記載することを要しない事項の整理
  - **別紙1**
    - ・ 株主総会資料の記載事項全体との比較
    - ・ ウェブ開示によるみなし提供制度（平時及び特例措置）との比較

## 2 書面に記載することを要しない事項の在り方について

### ○ 検討に当たり、考慮すべき要素

- ・ 法律による委任の限界をどのように考えるか。
- ・ ウェブ開示によるみなし提供制度との関係をどのように考えるか。
- ・ コロナ後の社会情勢の変化（デジタル化の更なる進展）をどのように考えるか。
- ・ 書面交付請求をする株主への影響（デジタルデバインドへの配慮）をどのように考えるか。
- ・ コロナ禍におけるウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置の運用状況の実情（→3）を踏まえて、電子提供制度の下での規律をどのように考えるか。
- ・ 検討に当たり、ほかに考慮すべき要素はあるか。

## 3 実情調査

### ○ ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置の運用状況の実情を実施企業にアンケート等を行ってはどうか。

- ・ 質問項目として、例えば以下の項目などを挙げてはどうか。

「ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を実施する中で、『株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮』したこととして、具体的にどのような対応を行ったか。」

「ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置の実施により、株主からの不満の声などの意見があったか。」

### ○ 実情調査にあたり、ほかに質問すべき項目やほかの調査の方法があるか。